

平成 29 年 5 月 12 日

「金融円滑化法期限到来後の取組み状況」

についてのお知らせ

長岡信用金庫では、平成 21 年 12 月 4 日に施行された金融円滑化法に基づき、お客さまからの借入条件の変更等に関するご相談、ご要望等に真摯に対応してまいりました。

金融円滑化法は平成 25 年 3 月末をもって期限を迎えましたが、引き続き半期ごとに、「金融円滑化法期限到来後の取組み状況」についてお知らせしてまいります。

今般、平成 29 年 3 月末までの取組み状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

今後も地域金融機関としての役割を果たすべく、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、これまで以上に迅速かつ的確に取り組んでまいります。



